

平成24年(行コ)第138号 損害賠償請求控訴事件(住民訴訟)

控訴人 和泉市長

被控訴人 小林洋一

平成25年1月17日

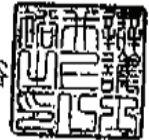
控 訴 人 準 備 書 面

大阪高等裁判所

第7民事部 2係 御 中

控訴人訴訟代理人

弁護士 井 川 一 裕



- 1 介護保険料により国から交付されていない本件調整交付金額1560万2000円が補填されていることについて

介護保険の1号被保険者の一人当たりの保険料基準額は、次期(介護保険では1期を3年間としている)の介護保険の給付見込額や事業の費用見込額から、1号被保険者による負担額、国等から交付される負担金や交付金の額、財政安定化基金からの拠出額、「準備基金」からの繰入額を控除した残額(保険料収納必要額)を、1号被保険者の数(所得段階別の加入割合を考慮して補正した数)で割った額となる。

上記の「準備基金」とは、介護保険の特別会計の各年度の剰余金を積み立ててきたものである。第4期の期末(平成23年度末)における準備基金の残高は2億円であるが、国から本件の普通調整交付金1560万2000円が交付されていれば、準備基金の

残高は2億1560万2000円となっていたものである。

そして、上記の算定式により第5期（平成24年度～平成26年度）の1号被保険者の保険料基準額は、年額で6万1100円とされ、これにより各被保険者に介護保険料が賦課されている（乙15）。

もし国から本件の普通調整交付金1560万2000円が正しく交付されていれば、準備基金の残高が2億1560万2000円となることから、1号被保険者の保険料基準額は、年額で6万1000円となったものである（乙16）。

このように、国から本件の普通調整交付金が交付されていないことのために、1号被保険者は一人当たり年額で100円余計に保険料を負担することとなったものであるが、これは、上記の算定式から明らかなように、1号被保険者が保険料を余計に負担するという形で、本件の普通調整交付金の不交付額を直接的に填補している関係にあるものである。

被控訴人は、答弁書9頁で、市の被った損害を究極的に税金や利用料・負担金の増、行政サービスの低下等の市民の負担で処理したのと同じことであるかのように主張しているが、上記介護保険料額の算定式から明らかなように、本件においては、1号被保険者一人当たり年額100円の負担と本件の普通調整交付金の1560万2000円の不交付（不存在）とが直接的に連関し、直接的に填補する関係になっているのであり、被控訴人のというような間接的關係にとどまるものではないのである。

したがって、本件においては、住民の介護保険料の増額により本件の普通調整交付金の不交付額1560万2000円が直接的に填補されており、和泉市の損害は補填されているものである。

したがって、被控訴人の本件請求は否定されるべきものである。

2 本件控訴に議会の議決は不要なことについて

被控訴人は、本件控訴について市議会の議決を要する旨主張する。

しかし、本件は地方自治体を当事者とする訴訟ではないので、地方自治法96条1項12号の適用はなく、本件控訴をするにあたり、市議会の議決は必要ない。

被控訴人は、本件控訴が和泉市による損害賠償請求権を放棄するものであるかのように主張し、その観点から本件控訴に市議会の議決を要するとの主張をしているものであるが、地方自治体は適法に保有する債権しか行使しえない中で、本件は和泉市が池本氏ら職員に対する損害賠償請求権を適法に保有しているかどうかそのものが争われ審理されているものであって、本件控訴が損害賠償請求権の放棄と捉えられるものではない。

被控訴人は、本件控訴により弁護士費用等の財政支出を伴う場合もありうるので、そのような観点からも本件控訴に市議会の議決を要する旨主張しているが、弁護士費用等の財政支出については、予算及び決算の審議を通じて市議会が関与することができるものであり、本件控訴に市議会の議決を要する理由となるものではない。

以上により、被控訴人の主張に理由はない。

以 上